

# 一般会計8億2千万円を専決処分 降雪で除雪費を補正

2月1日、村山上越市長は、1月の大雪、寒波によって除雪費に不足が生じる見込みとなったとして、地方自治法の規定に基づいて一般会計補正予算の専決処分を行ったと発表しました。

専決処分した予算額は8億2千万円。財政調整基金から同額を繰り入れ、除雪費に向けるとしています。

1月11日深夜から12日夕方にかけての24時間で、平野部で約90cmの降雪量を記録するなど、この日は市内一円で大雪となりました。また、23日から25日にかけては、数日に一度といわれる猛烈な寒波が到来し、まれに

みる暴風雪や極低温に見舞われました。加えて、その後も断続的な降雪が続いています。こうしたことから、今後市道の除排雪の経費に不足が見込まれるためとしています。

こうした自然災害に対応するための対策は、できるだけ素早く行い、滞りなく予算が執行できるようにすべきです。

予算の補正そのものには異論はありません。ただ、果たして専決処分が妥当であったかという点では、必ずしも十分な説明が尽くされていません。

地方自治法第179条1項の規定では、市長が



# 大雪に心からお見舞い申し上げます

## 要援護世帯 除雪費助成 制度改善

## 今こそ大いに活用を！ 親族要件を撤廃 雪すかしも対象に

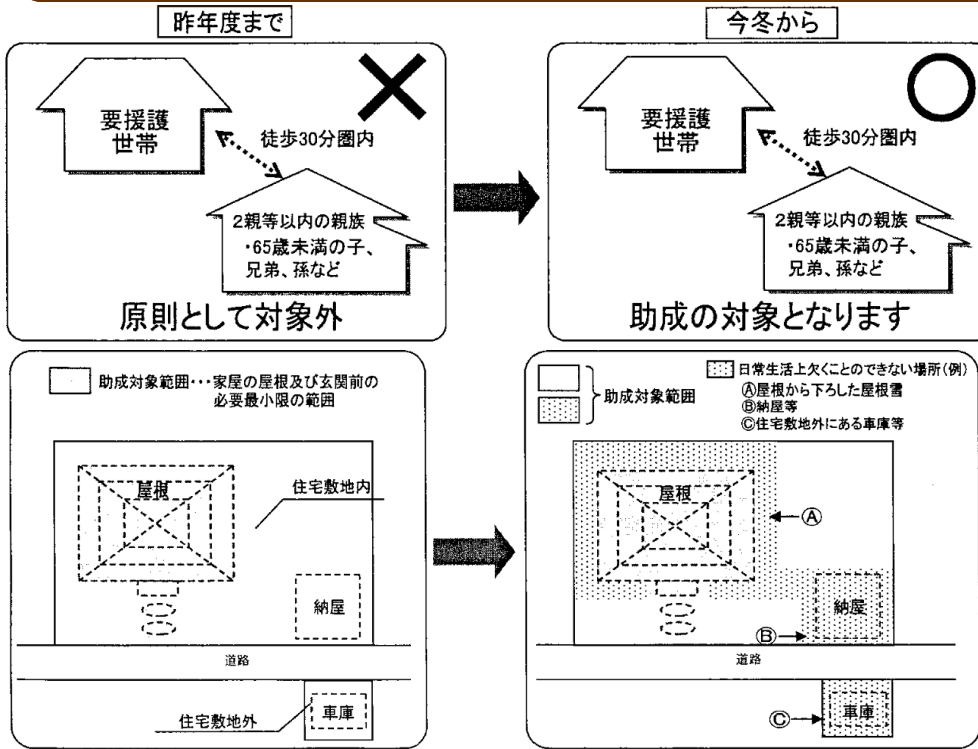
大雪が続いています。特にいつもは雪が少ない地域での積雪が目立ち、ご苦労が絶えないのではないのでしょうか。

市では、こうした雪害への対策として、要援護世帯（高齢者世帯や障がい者世帯など）

（ご）向けに、除雪費の一部を支援する制度を実施していただきます。

昨年度まで、この支援制度は、近くに親族が住んでいれば対象にならないという制限がありました。その親族も同じように豪雪に悩まされているので、「自分の家だけで精一杯。親族とは言え、とても手が回らない」という声が各議員などにもたくさん寄せられ、その都度市当局に改善を働きかけてきました。

を軽減するための制度です。ぜひ大いに活用ください。



こうした声に応え、市は今年度から制度を大きく改善して、「近くに親族がいると助成の対象にしない」という条件を撤廃しました。

また、昨年度までは屋根雪を降ろすだけで、降ろした雪の処理、いわゆる「すかし」は対象になっていませんでしたが、これも対象になりました。さらに車庫などの屋根雪除雪も対象になりました。

豪雪は積雪そのものが災害です。少しでもその被害

## 重軽傷者15人、死者も発生 雪の事故

大雪の影響で、市民の間にも被害が広がっています。市のまとめによると、6日までに市内では1人が亡くなり、15人が重軽傷を負っています。

中でも、除雪機による除雪中に、エンジンを止めずに手入れし、回転歯によって大ケガをする例が多く、取り扱いには慎重の上にも慎重を期すことが求められます。

また、除雪中の転倒や転落も複数発生しています。

大雪を前にすると、つい作業に夢中になってしまうことがありますが、何よりも安全を最優先にして作業されるよう願います。

年度	死亡	重傷	軽傷
2017	1	8	5
2016	0	4	0
2015	0	3	1

**日本共産党上越市議員団ニュース**  
No. 580 2018年2月11日

連 橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)  
絡 橋本 正幸 080-1980-9855 (三和区鴨井)  
先 上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)  
平良木 哲也 090-1808-6919 (上中田)